

役員及び評議員の報酬等支給基準

第1章 総 則

(目的及び意義)

第1条 この基準は、社会福祉法人常安会(以下「本法人」という。)の定款第8条と第21条に基づき、役員及び評議員の報酬及び費用に関し必要な事項を定める事を目的とし、妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれている者をいう。
- (3) 報酬等とは、その名称の如何を問わず、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第3号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、費用とは明確に区別されるものとする。
- (4) 費用とは、交通費、旅費(宿泊費を含む。)等の経費をいい、報酬等と明確に区別されるものとする。

第2章 報酬等の支給

(支給対象)

第3条 理事会及び評議員会に出席した理事、監事及び評議員には、報酬等は無報酬とする。

第3章 公 表

(公表)

第4条 本法人は、この基準を以って、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

第4章 基準の変更

第5条 この基準の変更は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。